

様式5 農用地利用集積等促進計画書（所有者→機関→借受者）

捨印 捨印 捨印

地域計画

1 各筆明細

区分 1 設定 申出人	権利の設定をする者「甲」 (所有者)	住所		固定電話		() 農業者年金受給者
		氏名・名称		携帯電話		() 納税猶予該当者
	農地中間管理機構 「乙」	住所	佐賀県佐賀市八丁畷町8番1号	代表電話	0952-20-1590	
		氏名・名称	公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 島内 利昭			
	権利の設定を受ける者「丙」 (借受者)	住所		固定電話		() 農業者年金受給者
		氏名・名称		携帯電話		() 納税猶予該当者

番号	権利の設定をする土地 (A)				設定する権利 (B)									
	所在 町	大字	字	地番	現況地目	面積 (m ²)	権利の種類	利用内容	始期	終期	存続期間	借賃	新規・更新 の別	
						現況						10a 当り		
1							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
2							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
3							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
4							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
5							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
6							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
7							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
8							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
9							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
10							賃借権・使用貸借		R 年 月 日	R 年 月 日	年	円 (kg)	新規・更新	
合 計		筆 数	筆	面 積	m ²	(A) 借賃計	円	(B) 手数料 (1%) +消費税等		円	所有者総計 (A+B)	円 (kg)	借受者総計 (A+B)	円

※借賃の支払方法

- 10月1日に権利設定があるものを対象とし、丙は乙へ、存続期間の毎年12月10日（金融機関が休日の場合は翌営業日）までに下記口座へ振込み又は口座振替により賃料を支払う。
- 10月1日に権利設定があるものを対象とし、乙は甲へ、存続期間の毎年12月25日（金融機関が休日の場合は前営業日）に、指定口座に賃料を支払う。
- 甲と丙は、手数料として、毎年賃料の1%とその手数料にかかる消費税等を負担する。乙は、借賃計から手数料等を差し引いた額を甲に振込み、丙は借賃計に手数料等を加えた額を乙に納入する。
- 各筆の借賃年額は、100円未満切り捨てとし、太枠内（借賃の年額・借賃計・手数料+消費税等・所有者総計・借受者総計）は公社で記入する。
- 物納については、「甲」と「丙」自らの責によるものとし、受渡しについては、「乙」を介せず直接行うものとする。

総計 Kg

共通事項（別紙）を了承し、この計画に同意する。

権利の設定をする者「甲」

フリガナ
氏名・名称

印 (同意日：令和 年 月 日)

農地中間管理機構 「乙」

フリガナ
氏名・名称 公益社団法人 佐賀県農業公社
理事長 島内 利昭

印 (同意日：令和 年 月 日)

権利の設定を受ける者「丙」

フリガナ
氏名・名称

印 (同意日：令和 年 月 日)

『添付書類の一部省略』(D) ※該当の場合□にチェック

- 前回添付した定款の内容に変更がない場合
- 農業委員会が農地所有適格法人であると認めた場合
- 農業委員会が各要件を備えていると認めた場合

※同意日は、押印日を記入

農業委員・ 農地利用最適化推進委員 氏名 (C)

(口座様式 振込先口座届出書)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（様式1）（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 権利の定義

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

なお、「公益社団法人佐賀県農業公社の農地中間管理事業に係る手数料徴収要領」に基づき権利を設定する者（以下「甲」という。）は、手数料として毎年賃料の1%とその手数料にかかる消費税等を負担するものとする。ただし、物納、使用賃借の場合等は手数料を免除する。

(2) 物納について

物納については、甲及び丙の権利を設定する者（以下「丙」という。）の責によるものとする。

(3) 借賃（物納を含む。以下同様。）の増減額の請求

甲及び丙は、当該土地の本計画の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増額を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、甲及び丙が協議して定める額（量）に改訂とする。物納を実施する場合について、1の各筆明細に併記した借賃についても同様とする。

(5) 借賃の支払猶予

災害その他もろを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予することができる。

(6) 賃料

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して、当該転借人に使用及び収益させることができるものとする。

(7) 借賃の減額（量）

ア 権利の目的が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定める。

イ 特別の一部が減少その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益を止めることができなくなつた部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能になったときは減額前の賃料に戻る。

なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び丙が協議して定める。

(8) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

(9) 犯罪の除去等

甲は、土地改良物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げになる行為を行つてはならない。

(10) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。

ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕せざることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に對してその償還請求することができる。

イ 乙は、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業を実施する場合を除き、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が絶続的である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法・土地改良法等の法令に従う。

(11) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年生作物、ハウツ等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得なければならぬ。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用賃借が終了したときは、当該附属物を返収する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。

また、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用賃借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を返収する義務を負い、乙は甲に対して取戻の義務を負わない。

ウ ア及び丙の規定にかかわらず、甲が附属物を返収しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は取戻の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用負担に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に對して賃借の請求をすることができる。

(12) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る特種賦課金等は、甲・丙で協議のうえ、別表2に定めたところによる。ただし、特約がない場合については、甲が負担するものとする。

エ その他の当該土地の通常の維持管理に要する経費は、甲と丙協議の上負担者を決定する。

(13) 権利の解除

乙は、農地中間管理事業規程の8の農地中間管理権の取得後2年経過しても、なお当該農用地等の貸付けを行なうことができないと認められるとき及び「真に止むを得ない事由により、転借人と乙との賃借権の設定等が解約または解除された後、1年経過してもなお当該農用地等の貸付けを行なうことができないと認められるとき」並びに「災害その他の事由により農用地等での利用を継続することを害しく困難になったとき」は、佐賀県知事の承認を受けて、乙が取得した権利を解除することができる。

(14) 権利の終了

ア 天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責めに帰すべからざる事由により当該土地の全部が滅失、その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めたところにより設定された権利は終了する。

イ 使用賃借の場合において、丙が死亡したとき。ただし、別表3の特約がある場合はこの限りではない。

(15) 権利の解約

真に止むを得ない事由により丙から権利設定に係る契約を解約する必要がある場合は、甲の同意を得て解約することができる。

(16) 特種賦課金の返還等

ア 権利の存続期間が終了したとき、乙はその終了の翌日に、甲に對して、当該土地を現状に回復して返還する。ただし、災害その他不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の過度の利用によって生ずる形質の変更については、乙は現状回復の義務を負わない。

イ 権利の存続期間が終了したとき、天候の影響等により収穫が遅れ、当該土地に収穫物が存在する場合、甲は乙の転借人が収穫するまで当該土地の返還を猶予するものとする。

ただし、猶予する期間は甲と乙が協議して定めるものとする。

(17) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めたところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、市町の意見を聴いて、甲、乙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

(18) 権利取得者の責務

乙は、本計画に定めたところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(19) 農地中間管理機関農地整備事業の実施

乙が、15年以上の期間農地中間管理権を有する農用地等については、所有者の申請によらず、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3の第1項の土地改良事業が行われることがある。

(20) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町が協議して定める。

《出し手・受け手共通》

別表1 締結又は改良の工事名

甲、乙、丙の費用に関する支払区分の内容	甲、乙、丙の償還すべき額及び方法	備考

*修繕費又は改良費の負担に係る特約事項がある場合は、その旨特約事項に記載する。（例）畦畔整備、均干、給水管接続口交換等

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金 経常賦課金 維持管理費		

※土地改良区の賦課金等に係る特約事項がある場合は、その旨特約事項に記載する。

別表3 使用賃借における丙死亡の場合に係る特約事項

特約 内 容	特 約 内 容

※使用賃借における丙死亡の場合、相続人が権利を取得する場合は、その旨特約事項に記載する。

«公社へ受け手»

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 伝達又は譲渡

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

本計画により、賃借権は使用賃借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「丙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲り受けない。なお、丙は、「公益社団法人佐賀県農業公社の農地中間管理事業に係る手数料徴収要領」に基づき毎年賃料の1%（消費税等別途）を手数料として負担するものとする。

(2) 物納の場所の取扱い

物納については、権利を設定する者（以下「甲」という。）及び丙の責によるものとする。

(3) 申込又は提出の請求

甲及び丙は、当該土地の本計画の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増額を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、甲及び丙が協議して定める額（量）に改訂とする。物納を実施する場合について、1の各筆明細に併記した借賃についても同様とする。

(5) 借賃の支払猶予

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、甲、丙が協議して定める額（量）に改訂とする。物納を実施する場合について、1の各筆明細に併記した借賃についても同様とする。

(6) 賃借権の譲渡

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、甲、丙が協議して定める額（量）に改訂とする。物納を実施する場合について、1の各筆明細に併記した借賃についても同様とする。

(7) 借賃の減額（量）

ア 甲が当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して、当該転借人に使用及び収益させることができるものとする。

イ 甲が当該土地の一部が減少その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益を止めることができなくなつた部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益を止めることができなくなつたときは減額前の賃料に戻る。

なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び丙が協議して定める。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他の甲において修繕することができる。

イ 甲が当該土地の一部が減少その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、甲は乙に対して、甲の同意にて支払日までの間を計算期間とする修繕損害金を支払わなければならない。

ウ 甲が当該土地の一部が減少その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙又は丙の責に帰することができない事由によるときは、甲は乙に対して、甲の同意にて支払日までの間を計算期間とする修繕損害金を支払わなければならない。

(9) 附属物の設置等

ア 丙が、当該土地に果樹等の永年生作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、乙の同意を得る。

また、丙が附属物の設置をした場合において、賃借権の設定等が終了したときは、丙は当該附属物を収去する義務を負う。

イ 丙は、乙の同意を行う場合には、事前に丙が附属物の設置を行うことについて甲の同意を得るとともに、丙に対しての同意をする旨の通知を行う際には丙が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを併せて通知する。

また、丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用賃借が終了したときは、丙は甲に帰する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃借権又は使用賃借が終了したときは、丙は甲に對して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に對して収去の義務を負わなければならぬ。

エ 丙及び乙の規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が費用償還に同意している場合には、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は収去の義務を負わなければならぬ。

オ 丙及び乙に甲と丙が対して償還請求する場合には、丙が費用償還に同意しているときに限り、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ウ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

エ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

オ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

ア 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。

イ 丙が甲及び乙に甲と丙が対して賃借権の設置を行った場合には、丙が費用償還に同意する旨の通知を甲に提出する。